

二 照射された前号に掲げる物質であつて、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第一号に掲げるものを除く。）

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、当該物質から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以上るもの（第二項に規定する特定核燃料物質第十号に掲げるものを除く。）

四 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超えるもの（ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一キログラムを超えるもの（ウラン一二三五の量が十キログラム未満のもの

ハ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が五百グラムを超えるもの（ウラン一二三三の量が五百グラムを超えるもの）

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第四項に規定する特定核燃料物質第十号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超えるもの（五百グラム以下のもの

ロ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超えるもの

ハ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えて十キログラム未満のもの

ニ ウラン二三五のウラン一二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超えて百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上上のもの

ホ ウラン一二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三三の量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるもののとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以降「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な告章壁によつて区画し、及び箇切かつたる

な監視を行うことができる装置を当該防護区域に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入するのを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置するこ^と。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させるこ^と。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させるこ^と。

八 口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域内に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

七 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域内、周辺防護区域及び立入制限区域、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内又は立入制限区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

九 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、又は口に掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の適用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。

ロ 第五号イ及び口に掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)に該当する事象

三 製鍊施設の管理を行う者の職務及び組織に関する事項

四 製鍊施設の操作及び管理を行つて次に掲げる事象

イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事項。

ロ 保安教育の内容に関する事象であつて次の掲げるもの

イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事項。

十四 製鍊施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第七条の七各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事項。

十五 製鍊施設の施設管理に関する事象(第七条第十八号において同じ。)が発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事項。

十六 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の製鍊事業者との共有に関する事象。

十七 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事象。

十八 その他の製鍊施設に係る保安に關し必要な事項

(1) 製鍊施設の構造、性能及び操作に関する事項。

(2) 製鍊施設の構造、性能及び操作に関する事項。

(3) 放射線管理に関する事項。

(4) 核原料物質並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事項。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事項。

五 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関する事項。

六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこと。

ハ その他製鍊施設に係る保安教育に關し必要な事項。

七 排気監視設備及び排水監視設備に関する事項。

八 その他製鍊施設に係る保安教育に關し必要な事項。

九 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所における飲食及び喫煙の禁止に関する事項。

十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事項。

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項。

十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事項。

十三 非常の場合に講ずべき処置に関する事項。

十四 製鍊施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第七条の七各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事項。

十五 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第七条の七各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事項。

十四 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第七条の二 削除

(核物質防護規定)

四 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。

五 核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

六 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関する事項。

ハ その他製鍊施設に係る保安教育に關し必要な事項。

七 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこと。

ハ その他製鍊施設に係る保安教育に關し必要な事項。

八 排気監視設備及び排水監視設備に関する事項。

九 放射性物質並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事項。

十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事項。

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項。

十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事項。

十三 非常の場合に講ずべき処置に関する事項。

十四 製鍊施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第七条の七各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事項。

十五 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第七条の七各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事項。

十六 製鍊施設の施設管理に関する事象(第七条第十八号において同じ。)が発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事項。

十七 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の製鍊事業者との共有に関する事象。

十八 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事象。

十九 廃止措置の管理に関する事象。

二十 その他製鍊施設又は廃止措置に係る保安に関する事象。

二十一 第一項本文の規定を準用する事項。

十七 製鍊施設に係る特定核燃料物質の防護 (核物質防護規定の遵守状況を含む)に関する記録に係る事項。	二 工場又は事業所の名称及び所在地
十八 その他製鍊施設に係る特定核燃料物質の防護に係る必要な事項	三 廃止措置に係る対象となることが見込まれる製鍊施設及びその敷地
前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通(製鍊施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。	四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
核物質防護管理者の選任等)	五 廃止措置に係る核燃料物質の譲渡し
第七条の四 法第十二条の三第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとにを行うものとする。	六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。
法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通(製鍊施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。	七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は見込み及びその廃棄
(核物質防護管理者の要件)	八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
第七条の五 法第十二条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。	九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
一 製鍊施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。	十 廃止措置期間中に性能を維持すべき製鍊施設(第七条の五の六において「性能維持施設」という)及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有すること。	十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその支障のない変更とする。
三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めること。	十二 廃止措置の実施体制
(廃止措置として行うべき事項)	十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
第七条の五の二 法第十二条の五の二第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、製鍊施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放廃線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。	十四 廃止措置の工程
(廃止措置実施方針に定める事項)	十五 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第七条の五の五に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む)。
第七条の五の三 法第十二条の五の二第一項の廃止措置実施方針に定める事項を定めなければならない。	十六 廃止措置実施方針の公表
一 氏名又は名称及び住所所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	十七 廃止措置実施方針の見直し

二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五 廃止措置に係る核燃料物質の譲渡し
六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。
七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は見込み及びその廃棄
八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
十 廃止措置期間中に性能を維持すべき製鍊施設(第七条の五の六において「性能維持施設」という)及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその支障のない変更とする。
十二 廃止措置の実施体制
十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十四 廃止措置の工程
十五 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第七条の五の五に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む)。
十六 廃止措置実施方針の公表
十七 廃止措置実施方針の見直し

二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五 廃止措置に係る核燃料物質の譲渡し
六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。
七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は見込み及びその廃棄
八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
十 廃止措置期間中に性能を維持すべき製鍊施設(第七条の五の六において「性能維持施設」という)及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその支障のない変更とする。
十二 廃止措置の実施体制
十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十四 廃止措置の工程
十五 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第七条の五の五に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む)。
十六 廃止措置実施方針の公表
十七 廃止措置実施方針の見直し

一 核燃料物質による汚染の分布状況
二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

第七条の五の十一 法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

三 第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(廃止措置終了確認証)

第七条の五の十二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(旧製鍊事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第七条の五の十三 法第十二条の七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第七条の五の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧製鍊事業者等の廃止措置計画の提出期限)
第七条の五の十四 法第十二条の七第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

第七条の五の十五 法第十二条の七第四項の規定により、法第十二条の七第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第七条の五の七の規定により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧製鍊事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)
第七条の五の十六 法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第十二条の七第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更

の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(国際規制物資の使用の届出)

第七条の六 製鍊事業者は、国際規制物資を製鍊の事業の用に供しようとするときは、法第六十条の三第四項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地

三 國際規制物資の種類及び数量

四 予定使用期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については、供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については、当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3 第一項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(指定に関する規定の準用)

第七条の六の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第一百二十七条から第百三十三条までの規定は、第六条第五項の指定について準用する。

第七条の六の三 放射線障害の発生を防止するため必要な場合には、製鍊施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

四 汚染が生じた場合には、速やかにその広がりの防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他の放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

(報告の徴収)

第七条の七 製鍊事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十一日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第七条の八 製鍊事業者は、(旧製鍊事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれにに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核原料物質又は核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 製鍊施設の故障(製鍊施設の使用に及ぼす支障が軽微なものと除く。)があつたとき。

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物が異常に漏えいしたとき。

四 放射線障害について原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

五 前各号のほか、製鍊施設に係る人の障害の防止法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。別記様

式第一において同じ。)及び別記様式第一の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(危険時の措置)

第八条 法第六十四条第一項の規定により、製鍊事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 製鍊施設に火災が起こり、又はこれらの施設に延焼するおそれがある場合には、消防又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、製鍊施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

四 汚染が生じた場合には、速やかにその広がりの防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他の放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

第一項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

附 則 (昭和四三年七月二〇日総理府・通商産業省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一二月二八日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年八月一日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、昭和三十六年九月三十日から施行する。

附 則 (昭和四一年九月二九日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、昭和三十六年九月三十日から施行する。

附 則 (昭和四一年十月二日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、昭和四一年十月二日から施行する。

附 則 (昭和四二年九月二八日総理府・通商産業省令第四号)

この命令は、昭和四二年九月二八日から施行する。

附 則 (昭和四二年十月二日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、昭和四二年十月二日から施行する。

附 則 (昭和四三年三月三〇日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、昭和四三年三月三〇日から施行する。

附 則 (昭和四六年三月二日総理府・通商産業省令第五号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月二二月二八日総理府・通商産業省令第五号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一月四日総理府・通商産業省令第四号)

この命令は、昭和五四年一月四日から施行する。

附 則 (昭和五五年一〇月二四日総理府・通商産業省令第四号)

この命令は、昭和五五年一〇月二四日から施行する。

附 則 (昭和五六年一月四日総理府・通商産業省令第五号)

この命令は、昭和五六年一月四日から施行する。

附 則 (昭和五七年一月四日総理府・通商産業省令第五号)

この命令は、昭和五七年一月四日から施行する。

附 則 (昭和五八年一月四日総理府・通商産業省令第五号)

この命令は、昭和五八年一月四日から施行する。

による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。
附 則 （昭和六一年一月二六日総理府・通商産業省令第四号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成元年三月三〇日総理府・通商産業省令第二号）
この命令は、平成元年四月一日から施行する。
附 則 （平成元年五月一九日総理府・通商産業省令第五号）
この命令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成元年五月二十六日）から施行する。
附 則 （平成六年三月八日総理府・通産業省令第一号）
この命令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則 （平成八年五月二十五日総理府・通商産業省令第二号）
この命令は、平成六年六月一日から施行する。
附 則 （平成八年七月一二日総理府・通商産業省令第二号）
この命令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十九日）から施行する。
附 則 （平成一一年三月二九日総理府・通商産業省令第三号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一一年一二月一六日総理府・通商産業省令第九号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一二年四月一二日総理府・通商産業省令第三号）
この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年七月一日）から施行する。
附 則 （平成一二年六月一六日総理府・通商産業省令第一四号）
この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則 （平成一二年一月七日総理府・通商産業省令第四六号）
この命令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 （平成一四年三月五日経済産業省令第二八号）
この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。
附 則 （平成一五年三月一七日経済産業省令第二一号）
この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年三月十七日）から施行する。
附 則 （平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号）抄
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 （平成一五年九月二十四日経済産業省令第一一〇号）
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 （平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
附 則 （平成一七年三月一一日経済産業省令第二一号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

この命令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年十二月一日）から施行する。ただし、第六条の二の改正規定（第十一条の三第一項）を第十一条の二第一項に改める部分及び第一条の二第三号を「第二条第三号」に改める部分を除く。）及び第七条の三第一項に改める規定は、平成十八年六月一日から施行する。
附 則 （平成二四年三月二九日経済産業省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成二四年三月二九日経済産業省令第二四号）
この省令の施行の際現にこの省令第一条规定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による

この命令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日
附 則 （平成二四年三月二九日経済産業省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成二四年三月二九日経済産業省令第二四号）
この省令の施行の際現にこの省令第一条规定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による

六十二条第二項第十八号並びに新第一種埋設規則第十九条の三第二項第十八号並びに新第一種廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第十八号の規定はこの省令の施行の日から二年間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十七日までに、法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

附 則（平成二十四年九月一四日経済産業省令第六八号）

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二十五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二十五年一二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する

第一項	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
第一項	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
第一項	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
第一項	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄

法第二十一 項	法第二十二 項の六第一 条の二第一 項	核燃料物質の加工 に関する規則	第九条第 四号	第一項 第 九号第二項
法第四十三 項	法第四十三 項	試験研究の用に供 する原子炉等の設 置、運転等に関する 規則	第十六条第 四号	第一号
法第五十一 項	法第五十一 項	使用済燃料の貯蔵	第四十一条第 二项	第一号
法第五十三 項	法第五十三 項	核燃料物質又は核 燃料物質によつて 汚染された物の第 一項	第三十六条第 二项	第一号
法第五十七 項	法第五十七 項	核燃料物質によつて 汚染された物の廢 棄物管理の事業に 関する規則	第三十五条第 二项	第一号
法第五十七 項の二第一 項	法第五十七 項の二第一 項	核燃料物質又は核 燃料物質によつて 汚染された物の廢 棄物管理の事業に 関する規則	第三十五条第 三项	第一号
法第五十七 項の二第一 項等に關する 規則	法第五十七 項の二第一 項等に關する 規則	核燃料物質によつて 汚染された物の廢 棄物管理の事業に 關する規則	第三十五条第 四项	第一号
法第五十七 項の二第一 項等に關する 規則	法第五十七 項の二第一 項等に關する 規則	核燃料物質によつて 汚染された物の廢 棄物管理の事業に 關する規則	第三十五条第 五项	第一号
(特定核 燃料物質の防 護のためには 必要な連絡に 關する措置等 に関する規則)	(特定核 燃料物質の防 護のためには 必要な連絡に 關する措置等 に関する規則)	核燃料物質によつて 汚染された物の廢 棄物管理の事業に 關する規則	第三十五条第 六项	第一号
第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄 に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受 けている者は、公布の日から起算して六月を経 過するまでに、それぞれこの規則による改正後 の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に 掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護 規定の変更の認可を申請しなければならない。 この場合において、当該期間内に当該申請がさ れたときは、特定核燃料物質の防護のために必 要な連絡に関する措置、火災等により見張る 詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四 十三条の二第一項又は第五十七条の二第一項の 規定による認可を受けている者に係るもの）を除 く。及び説明書等の発行（次条に規定する証 明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者	第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄 に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受 けている者は、公布の日から起算して六月を経 過するまでに、それぞれこの規則による改正後 の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に 掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護 規定の変更の認可を申請しなければならない。 この場合において、当該期間内に当該申請がさ れたときは、特定核燃料物質の防護のために必 要な連絡に関する措置、火災等により見張る 詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四 十三条の二第一項又は第五十七条の二第一項の 規定による認可を受けている者に係るもの）を除 く。及び説明書等の発行（次条に規定する証 明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者	第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄 に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受 けている者は、公布の日から起算して六月を経 過するまでに、それぞれこの規則による改正後 の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に 掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護 規定の変更の認可を申請しなければならない。 この場合において、当該期間内に当該申請がさ れたときは、特定核燃料物質の防護のために必 要な連絡に関する措置、火災等により見張る 詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四 十三条の二第一項又は第五十七条の二第一項の 規定による認可を受けている者に係るもの）を除 く。及び説明書等の発行（次条に規定する証 明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者	第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄 に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受 けている者は、公布の日から起算して六月を経 過するまでに、それぞれこの規則による改正後 の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に 掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護 規定の変更の認可を申請しなければならない。 この場合において、当該期間内に当該申請がさ れたときは、特定核燃料物質の防護のために必 要な連絡に関する措置、火災等により見張る 詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四 十三条の二第一項又は第五十七条の二第一項の 規定による認可を受けている者に係るもの）を除 く。及び説明書等の発行（次条に規定する証 明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者	第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄 に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受 けている者は、公布の日から起算して六月を経 過するまでに、それぞれこの規則による改正後 の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に 掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護 規定の変更の認可を申請しなければならない。 この場合において、当該期間内に当該申請がさ れたときは、特定核燃料物質の防護のために必 要な連絡に関する措置、火災等により見張る 詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四 十三条の二第一項又は第五十七条の二第一項の 規定による認可を受けている者に係るもの）を除 く。及び説明書等の発行（次条に規定する証 明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者

第一欄 第一第二欄	第二欄 第三欄	第三欄 第四欄
項第十の一五法 則業に關する規 範物管理の事 二号	項第十の三四法 一五二 第十は核燃料物質又 によりつて汚染された物の第 二種廢棄物埋 設の事業に關 する規則	項第十の三四法 一五二 第十は核燃料物質の第 二種廢棄物埋 設の事業に關 する規則

転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七百二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前例による。

